

**簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示**  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成21年7月3日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 天竜川上流河川事務所長 草野 慎一

1. 業務概要

1) 業務名 平成21年度 天竜川上流域砂防事業経済効果検討業務（電子入札対象案件）

2) 業務内容

本業務は、天竜川上流管内三峰川流域（三峰川上流域（美和ダム上流域）、藤沢川流域、山室川流域）及び遠山川流域において実施中の砂防事業について、その経済効果を ①事業の必要性 ②事業の進捗の見込み ③コスト縮減や代替案の可能性の観点から再評価し、費用対効果分析結果を整理することを目的とする。なお、費用対効果分析にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）平成17年4月改正 国土交通省河川局河川計画課」に基づき算定する。

3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成22年2月26日まで

4) 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。

本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

2. 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は平成21年7月22日を予定する。

1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

#### ①単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

※(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定されるためには、企画提案書の提出者を選定しする時までに、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は平成21年7月22日を予定する。

#### ②設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年7月3日付け中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成21年度天竜川上流域砂防事業経済効果検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されるていること。

### 2) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

### 3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：砂防に関する治水経済調査業務

## 類似業務：治水経済調査業務

### 4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

技術士（総合技術監理部門又は建設部門）土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）（RCCMと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおりである。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法もより認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：砂防に関する治水経済調査業務

類似業務：治水経済調査業務

6) 手持ち業務量に関する要件

平成21年7月28日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、全て手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

7) 企画提案書に関する要件

参加表明書は、次の事項について企画提案書を提出すること。

①実施方針

②業務実施体制

③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

①客観性の高い砂防事業評価の立案について

②第三者にわかりやすい事業効果の表現方法について

3. ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、企画提案審査後に実施するものとし、原則として企画提案の評価において満点の60%以上の評価値を得たものを対象に実施するものとする。

(1)実施場所：中部地方整備局 天竜川上流河川事務所

(2)実施日時：平成21年7月24日 ～ 平成21年7月27日

(3)ヒアリングの日は協議の上、決定する。

(4)ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

(5)ヒアリングは配置予定管理技術者に対して行うものとし、配置予定管理技術者以外の出席は認めない。

#### 4. 企画提案書を特定するための評価基準

1) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

(1) 企画提案書の非特定事項

- ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない
- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない

(2) ヒアリングの非特定事項

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

#### 2) 評価項目

(1) 基本事項（参加表明者）

業務実績

(2) 基本事項（技術者）

業務実績

地域精通度

(3) 企画提案書

実施方針、業務実施体制、特定テーマ

(4) ヒアリング

業務実績及び専門技術力、取り組み姿勢及び技術対話力

#### 5. 手続等

##### 1) 担当部局

〒399-4114 長野県駒ヶ根市上穂南7-10

国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 砂防調査課

電話 0265-81-6417 F A X 0265-81-6420

メールアドレス：tenjyosabochosa@cbr.mlit.go.jp

##### 2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成21年7月3日から平成21年7月21日までの期間、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、企画提案書作成についての参考資料や見積りに必要な別冊図面及び特記仕様書（案）等は、「電子入札システム」により交付する。ただし、やむを得ない事

情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、6. 1) の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

### 3) 参加表明書及び企画提案書の提出期間並びに提出先及び方法

電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：平成21年7月6日から平成21年7月21日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで（紙入札方式による提出の場合も同じ。）。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、参加表明書の容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

（ア）郵送又は電送する旨の表示

（イ）郵送又は電送する書類の目録

（ウ）郵送又は電送する書類のページ数

（エ）発送年月日

提出先：6. 1) と同じ。

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成するとする。

・一太郎 2007 以下

・Microsoft Word2002 以下

・Microsoft Excel2002 以下

・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下

画像ファイル JPEG及びGIF形式

圧縮ファイル LZH形式

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

## 6. その他

1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2) 契約保証金 免除

3) 契約書の作成の要否 要

4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と

の随意契約により締結する予定の有無 無

- 5) 関連情報を入手する為の照会窓口 6. 1) に同じ。
- 6) 参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成21年8月24日を予定している。
- 7) 本案件は資料提出、見積書提出を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、説明書による。

## 平成21年度 天竜川上流域砂防事業経済効果検討業務説明書

### 1. 業務の概要

#### 1) 業務の目的

本業務は、天竜川上流管内三峰川流域（三峰川上流域（美和ダム上流域）、藤沢川流域、山室川流域）及び遠山川流域において実施中の砂防事業について、その経済効果を

①事業の必要性 ②事業の進捗の見込み ③コスト縮減や代替案の可能性の観点から再評価し、費用対効果分析結果を整理することを目的とする。なお、費用対効果分析にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）平成17年4月改正 国土交通省河川局河川計画課」に基づき算定する。

#### 2) 業務内容

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・計画準備
- ・追加資料収集・整理
- ・現地調査
- ・今後の整備目標および事業計画の検討
- ・想定氾濫区域の検討
- ・費用対効果分析
- ・中山間地における砂防事業効果の検討
- ・総合検討
- ・説明資料の作成
- ・最終とりまとめ

#### 3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成22年2月26日までを予定している。

#### 4) 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。

本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。
- ② 当初より、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次の通りである。



・受付窓口：中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 経理課 契約係

〒399-4114 長野県駒ヶ根市上穂南7-10

TEL 0265-81-6412 FAX 0265-81-6419

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

## 5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ・電子媒体（CD-R）       | 2部 |
| ・報告書（金文字黒表紙A4版）   | 2部 |
| ・概要版              | 2部 |
| ・その他調査職員が必要と認めたもの | 1式 |

## 6) その他

本業務の契約書は土木設計業務等委託契約書（現場調査業務有）とし、特記仕様書（案）は別添のとおりである。

## 2. 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は平成21年7月22日を予定する。

### 1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

#### ①単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成21・22年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

※(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定されるためには、企画提案書の提出者を選定しする時までに、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は平成21年7月22日を予定する。

#### ②設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参

加者の資格に関する公示」(平成21年7月3日付け中部地方整備局長)に示すところにより中部地方整備局長から平成21年度天竜川上流域砂防事業経済効果検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

## 2) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ③設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

## 3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：砂防に関する治水経済調査業務

類似業務：治水経済調査業務

## 4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課)を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

技術士(総合技術監理部門又は建設部門)土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM(河川、砂防及び海岸・海洋部門)(RCCMと同等の能力を有する者も含む)のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおりである。

- ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法もより認定されたものに限る）

※ R C C Mと同等の能力を有する技術者とは、R C C M資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

#### 5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：砂防に関する治水経済調査業務

類似業務：治水経済調査業務

#### 6) 手持ち業務量に関する要件

平成21年7月28日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

なお、全て手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

#### 7) 企画提案書に関する要件

参加表明者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- ①客観性の高い砂防事業評価の立案について
- ②第三者にわかりやすい事業効果の表現方法について

### 3. 担当部局

〒399-4114 長野県駒ヶ根市上穂南7-10

国土交通省 中部地方整備局 天竜川上流河川事務所 砂防調査課

電 話 0265-81-6417

F A X 0265-81-6420

メールアドレス：tenjyosabochosa@cbr.mlit.go.jp

### 4. 参加表明書及び企画提案書の提出期間、提出先及び方法

電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式による提出の場合は、1部を持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。電送又は電子メールは受け付けない。

提出期間：平成21年7月6日から平成21年7月21日までの土曜日、日曜日及び祝日を  
除く毎日、10時00分から16時00分まで（紙入札方式による提出の場合も同  
じ。）。

提 出 先：3. と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書及び企画提案書の容量が3M  
Bを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（着信を確認する  
こと。）で提出すること。郵送又は電送で提出する場合には、必要書類の一  
式を郵送又は電送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認め  
ない。また、郵送又は電送にて提出する場合は、下記の内容を記載した書  
面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ①郵送又は電送する旨の表示
- ②郵送又は電送する書類の目録
- ③郵送又は電送する書類のページ数
- ④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以  
下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
- 画像ファイル JPEG及びGIF形式
- 圧縮ファイル LZH形式

留 意 点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。  
参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

#### 5. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判。）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(1) 質問の受付先：3. と同じ。

(2) 質問の受付期間：平成21年7月6日から平成21年7月10日まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日  
10時00分から16時00分まで

2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧場所：3. と同じ。

(2) 閲覧期間：回答の翌日から企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

#### 6. 非選定理由に関する事項

1) 参加表明書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官天竜川上流河川事務所長から選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面（非選定通知書）をもって、通知する。

2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官天竜川上流河川事務所長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

(1) 受付場所：3. と同じ

(2) 受付日時：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

#### 7. ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、企画提案審査後に実施するものとし、原則として企画提案の評価において満点の60%以上の評価値を得たものを対象に実施するものとする。

(1) 実施場所：中部地方整備局 天竜川上流河川事務所

(2) 実施日時：平成21年7月24日 ～ 平成21年7月27日

- (3)ヒアリングの日時は協議の上、決定する。
- (4)ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- (5)ヒアリングは配置予定管理技術者に対して行うものとし、配置予定管理技術者以外の出席は認めない。

## 8. 企画提案書を特定するための評価基準

- 1) 企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。
- 2) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。
  - ①企画提案書の非特定事項
    - ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
    - ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
    - ・実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
    - ・原則として、企画提案の評価において満点の60%に満たない評価値の場合。
  - ②ヒアリングの非特定事項
    - ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
    - ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
    - ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

| 評価項目          | 評価の着目点       |                              |                                                                                                                                | 配点                              |
|---------------|--------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
|               | 判断基準         |                              |                                                                                                                                |                                 |
| 基本事項<br>(企業)  | 業務実績         | 平成11年度以降<br>の同種又は類<br>似業務の実績 | 提出された３件の同種又は類似業務の実績につい<br>て、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案<br>し５段階で評価する。                                                                 | ① 5<br>② 3<br>③ 2<br>④ 1<br>⑤ 0 |
|               | 企業信頼度(指名停止等) |                              | 企画提案書提出日より以下の期間内に処分を受け<br>ている場合、評価点を減じる。<br><br>①該当なし<br>②以下のいずれかに該当する。<br>ア) 営業停止又は指名停止期間処理後６ヶ月<br>イ) 文書注意後２ヶ月<br>ウ) 口頭注意後１ヶ月 | ① 0<br>②－10                     |
| 基本事項<br>(技術者) | 業務実績         | 平成11年度以降<br>の同種又は類           | 提出された３件の同種又は類似業務の実績につい<br>て、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案                                                                               | ① 10<br>② 6                     |

|       |                                   |                    |                                                                               |                   |
|-------|-----------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|       |                                   | 似業務の実績             | し5段階で評価する。                                                                    | ③ 4<br>④ 2<br>⑤ 0 |
|       | 地域精進度                             | 過去10年間の当該事務所周辺での実績 | 次の順位で評価する。<br>①天竜川上流河川事務所管内における業務経験を有する。<br>②長野県内における業務経験を有する。<br>③その他        | ① 5<br>② 3<br>③ 0 |
| 企画提案書 | 実施方針                              |                    | 実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。 | 10                |
|       | 業務実施体制                            |                    | 実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。               | 5                 |
|       | 特定テーマ①<br>客観性の高い砂防事業評価の立案について     |                    | 特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。           | 25                |
|       | 特定テーマ②<br>第三者にわかりやすい事業効果の表現方法について |                    | 特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。           | 25                |
| ヒアリング | 業務実績及び専門技術力                       |                    | 業務を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価する。                         | 10                |
|       | 取り組み姿勢及び技術対話力                     |                    | 本業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や企画提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価する。                       | 10                |
| 参考見積  | 業務コストの妥当性                         |                    | 揭示した業務規模と大きくかけ離れているか、または見積もりが不適切な場合は特定しない。                                    | —                 |

## 9. 特定に関する事項

- 1) 企画提案書が特定された者に対しては、特定通知書を電子入札システムにより通知する。  
ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。
- 2) 通知日については、下記のとおり予定している。  
通知予定日：平成21年7月28日

## 10. 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官天竜川上流河川事務所長から特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面（非特定通知書）をも

って、通知する。

- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官天竜川上流河川事務所長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。  
受付場所：3の提出先と同じ。  
受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分～16時00分まで。

#### 11. 契約書作成の可否等

土木設計業務等委託契約書（現場調査業務有）により契約書を作成するものとする。

#### 12. 支払条件

前払金 無      部分払 無

#### 13. 再苦情申立て

- 1) 分任支出負担行為担当官からの非選定理由の説明又は非特定理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- 2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：
  - ・ 中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
  - ・ 電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
  - ・ 時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

#### 14. 関連情報を入手するための照会窓口

3. と同じ

#### 15. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

##### 1) 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別添（様式－1～5）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、本説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

##### 2) 参加表明書の記載上の留意事項

| 記 載 事 項          | 内 容 に 関 す る 留 意 事 項                                            |
|------------------|----------------------------------------------------------------|
| 参加表明者の同種又は類似業務の実 | ・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。<br>・ 記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 |



|                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 績                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載する業務の件数は、3件とする。</li> <li>・記載様式は様式－2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判2枚以内に記載する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 配置予定管理技術者の経歴等                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。</li> <li>・手持ち業務は平成21年7月28日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。<br/>手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</li> <li>・記載様式は様式－3とする。</li> <li>・なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。</li> </ul>                                                                          |
| 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績および過去10年間の当該事務所周辺での実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績および過去10年間の当該事務所周辺で実施した業務の実績を記載する。</li> <li>・記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する同種又は類似業務の件数は3件、過去10年間の当該事務所周辺で実施した業務は1件とする。</li> <li>・記載様式は様式－4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判2枚以内に記載する。<br/>なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。<br/>レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」を同種又は類似業務の実績および過去10年間の当該事務所周辺での実績それぞれでA4判1～3枚に記述した資料及び経歴書とすること。<br/>なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。</li> </ul> |
| 業務実施体制                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担に</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>ついて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。</li> <li>①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。</li> <li>②各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できること。</li> <li>③各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。</li> <li>④一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。</li> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・記載様式は様式－５とする。</li> <li>・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。</li> </ul> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### ①業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

参加表明者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

ただし、参加表明者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

また、配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

#### 16. 企画提案書の作成及び留意事項

企画提案書は、別添（様式－６～９）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、企画提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

#### ①企画提案書の内容に関する留意事項

| 記載事項   | 内容に関する留意事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施方針について記載する。</li> <li>・記載様式は様式－７とし、Ａ４判３枚以内に記載する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 業務実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施体制について記載する。</li> <li>・記載様式は様式－８とし、Ａ４判１枚以内に記載する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 特定テーマ  | <p>特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。</p> <p>①客観性の高い砂防事業評価の立案について<br/>客観性の高い砂防事業評価の立案についてを簡潔に記載する。</p> <p>②第三者にわかりやすい事業効果の表現方法について<br/>第三者にわかりやすい事業効果の表現方法についてを簡潔に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない</li> <li>・記載様式は様式－９とし、１テーマにつきＡ４判５枚以内に記載する。</li> </ul> |
| 参考見積   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に係る参考見積を提出すること。</li> <li>・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。</li> <li>・記載様式は特に定めないが、Ａ４判１枚に記載する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |

#### ②既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- 1) 資料名：①平成19年度 天竜川流域砂防事業経済効果検討業務 報告書  
②平成20年度 天竜川流域砂防事業経済効果検討業務 報告書

2) 閲覧場所：３．と同じ。

3) 閲覧期間：企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（事前に５．の担当部局に連絡すること。）

#### ③業務量の目安

本業務の参考業務規模は、２７百万円程度（建設コンサルタントに委託する場合）を想定している。なお、本業務の技術経費率は、３０％とする。

## 17. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- 3) 参加表明書提出期限から見積合せの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成21年8月24日を予定している。
- 4) 2. 2) の同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加等することができない。
- 6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
- 7) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 9) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、企画提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- 10) 特定されなかった場合、電子入札システムにより企画提案書を提出した場合には電子入札システムから企画提案書を削除することとし、持参等にて企画提案書を提出した場合には企画提案書を返却する。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 11) 参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 12) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。  
・ 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 13) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

14) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、中部地方整備局天竜川上流河川事務所経理課 電話0265-81-6412へ連絡すること。

15) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

## 競争参加者の資格に関する公示

平成21年度天竜川上流域砂防事業経済効果検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成21年7月3日  
中部地方整備局長 佐藤 直良

### 1 業務概要

- (1) 業務名 平成21年度 天竜川上流域砂防事業経済効果検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、天竜川上流管内三峰川流域（三峰川上流域（美和ダム上流域）、藤沢川流域、山室川流域）及び遠山川流域において実施中の砂防事業について、その経済効果を ①事業の必要性 ②事業の進捗の見込み ③コスト縮減や代替案の可能性の観点から再評価し、費用対効果分析結果を整理することを目的とする。なお、費用対効果分析にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）平成17年4月改正 国土交通省河川局河川計画課」に基づき算定する。
- (3) 履行期限 平成22年2月26日

### 2 申請の時期

平成21年7月6日から平成21年7月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

### 3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法  
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中部地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。  
ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>  
「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「契約関係様式集」の順で検索のこと。
- (2) 申請書の提出方法  
申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写し及び当該業務に係る参加表明書（様式－1～6）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
提出先：〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号  
名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局 総務部契約課  
電話 052-953-8138
- (3) 申請書等の作成に用いる言語  
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年3月31日付け国土交通大臣官房地方課長、国土交通大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年3月31日付け公示」という。）6(2)の①から④までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとし、構成員の数は2者を限度とする。

- ① 平成20年3月31日付け公示5(2)の①から⑤までに該当しない者であること。

- ② 当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成 21 年 7 月 3 日付け分任支出負担行為担当官中部地方整備局天竜川上流河川事務所長）2 及び説明書 2 に示された条件を満たしている者であること。
- (2) 業務形態
- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- (3) 代表者要件
- 構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- (4) 設計共同体の協定書
- 設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省厚契発第 54 号、建設省技調発第 236 号、建設省営建発第 65 号）の別紙 1 に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。
- 5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
- 4 (1) ② の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も 2 及び 3 により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1) ② の認定を受けていない構成員が 4 (1) ② の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4 (1) ② の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る企画提案書の提出の時までに 4 (1) ② の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
- 6 資格審査結果の通知
- 「競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 7 資格の有効期間
- 6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
- 8 その他
- (1) 設計共同体の名称は、「平成21年度天竜川上流域砂防事業経済効果検討業務××・△△設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続きに参加するためには、当該選定の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成 21 年 7 月 3 日付け分任支出負担行為担当官中部地方整備局天竜川上流河川事務所長）に示すところにより企画提案書の提出者として選定されていなければならない。